

1 住民参加の仕組み

- (1) 地方の住民は、一定数の署名を集めることで、条例の制定や議会の解散を請求できる(**直接請求権**)を持つ。
- (2) 直接請求権の1つで、住民が署名を集めて、首長や議員を辞めさせることを(**リコール**)と言う。
- (3) 条例の制定は有権者の50分の1以上、リコールや議会の解散は(**3分の1**)以上の署名が必要となる。
- (4) 国会が特定の地方公共団体にのみ適用される(**特別法**)を定める際には、住民投票で過半数の投票を得なければならない。
- (5) 住民運動には、利益追求を目的としない(**NPO**)などの組織も貢献している。

<ワンポイント解説>

- ... 直接請求権は、憲法で保障された参政権に基づくものである。
- ... リコールは、解職請求権ともいう。
- ... 議会を解散する場合は、さらに住民投票をして過半数の賛成が必要となる。
- ... 特別法には、広島平和記念都市建設法などがある。
- ... 日本語では非営利組織と言う。



【アプリ版のご紹介】中高生の公民

基本的人権、三権分立、需要と供給、社会保障、地球温暖化、
公民を学ぶ上で絶対に抑えておきたい重要事項を、分かりやすく解説。
このアプリ一本で、政治・経済・国際関係の3分野をマスターすることができます。



【他アプリからオマケの一題】

中高生の漢文

次の白文の、下線部の読み方は？ 国破山河在
(A) あらんやさんが (B) さんがあり (C) さんがあらず (D) あるはさんが